商品概要説明書－りそな納税準備預金－

2026年4月1日現在

項　目	内　　容
1.商品名	りそな納税準備預金
2.ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3.期間	定めはありません。
4.預入方法□	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替、振込で随時お預入れいただけます。 (お取引店以外でのお預入れはできません。) なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります。 ただし、他行(りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行を除きます。以下同じ)を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受入れません。
預入金額	1円以上、1円単位
5.払戻方法	原則として預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限りお引出しいただけます。(お取引店以外でのお引出しはできません。) この場合、納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出して下さい。
6.利息	
(1)適用利率	当社の店頭に表示する毎日の「納税準備預金」の利率を適用します。 ただし、租税納付以外の目的で払戻しを行う場合は、その支払日の属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金の利率を適用します。
(2)利払時期	毎年2月と8月の第二金曜日の翌日に元金に組み入れます。
(3)利息計算方法	毎日の最終残高について、1年を365日として日割計算します。 (付利最低残高1,000円・付利単位:100円)
7. 税金	非課税扱い ※ただし、租税納付以外の目的で払戻しを行う場合には、その支払日が属する利息計算期間中の利息に対して以下の課税が適用されます(ただし、預金者の方が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、そのお引出し額の合計額が10万円以下のときは所得税はかかりません)。 〇法人のお客さま:総合課税 〇個人のお客さま:20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税
8.手数料	ございません。
9.当社(取引銀行)が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
10.その他ご留意いただく事項	① この預金は、預金保険制度の対象となります。 ② 本商品は、2021年9月21日より、新規取扱を中止しております。 ③ この預金は「納税準備預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

埼玉りそな銀行